

木曾調 たどり

2022
MAKE THE MOST OF
WATER
—水を活かす—



東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

No.41



写真は、岐阜県南西部の揖斐川にある取水施設「岡島頭首工」をドローンで撮影したものです。岡島頭首工は、大垣市外6町にまたがる農地約5,000haに安定的に用水供給を行っており、地域では水稻を中心に水田の畑利用による小麦、大豆等を栽培する土地利用型農業とブロッコリー、柿等の高収益作物を組み合わせた農業が展開されています。

目 次

■ 「みどりの食料システム法」が令和4年7月1日に施行されました	P 1
■ 広域基盤整備計画調査「木曾川地域」	P 2
■ 国営かんがい排水事業 実施要綱・要領の一部改正について	P 3
■ 国営土地改良事業地区調査「矢作川沿岸地区」	P 4
■ ドローンを活用した測量及び機能診断について（続報）	P 5~6
■ 犬山頭首工水管理制御設備の更新整備計画	P 7
■ 国営施設機能保全事業「中勢用水地区」	P 8
■ 国営施設機能保全事業「尾張西部地区」	P 9
■ 国営施設応急対策事業「長良川用水地区」	P10

「みどりの食料システム法※」が令和4年7月1日に施行されました

(※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)

農林水産省では令和3年5月、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略（以下「戦略」という。）」を策定しています。

本年6月、戦略の2050年目標の中間となる2030年目標を決定しました。

みどりの食料システム戦略 主な2030年目標

化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減	→2050年：同50%低減
化学肥料使用量を20%低減	→2050年：同30%低減

また、戦略を実現するための法制度である「みどりの食料システム法」が、令和4年7月1日に施行されました。本法律は、戦略の実現に向けた基本理念を定めるとともに、環境負荷の低減に取り組む者の計画を認定し、税制・金融等の支援措置を講ずるものです。

みどりの食料システム法 計画認定制度の枠組み



支援措置のうち、みどり投資促進税制では、有機農業や化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機質肥料などの生産資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

みどり投資促進税制の概要

- 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、特別償却（機械等32%、建物等 16%）の適用が受けられます。
- 本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、令和6年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供した場合に限られます。

みどりの食料システム法に基づき税制特例を受けられる機械・設備の主なイメージ

①環境負荷低減事業活動実施計画等（都道府県が基本計画に基づき認定）

※化学農薬・化学肥料の使用量の低減に効果のある設備・機械等が対象



可変施肥田植機



乗用型除草機



抑草ロボット



色彩選別機



ピンポイント農薬散布ドローン など

②基盤確立事業実施計画（国が基本方針に基づき認定）

※化学農薬・化学肥料の代替となる資材を製造する専門の設備等が対象

堆肥製造装置、堆肥のペレット化装置、バイオコンポスター、種子温湯消毒装置、天敵農薬製造設備 など

詳細は、東海農政局特設サイト「みどりの広場」をご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/tokai/kikaku/midori/hiroba.html>



広域基盤整備計画調査「木曽川地域」

広域基盤整備計画調査「木曽川地域」では、長寿命化に配慮した更新整備計画の見直し（概ね5年に1回更新）を、令和4年度から5年度にかけて実施しています。以下に調査概要の一部について紹介します。



1. 広域基盤整備計画調査「木曽川地域」

本地域は、広大な濃尾平野を還流する一級河川木曽川水系（木曾三川：木曽川、長良川、揖斐川）を対象とする地域です。

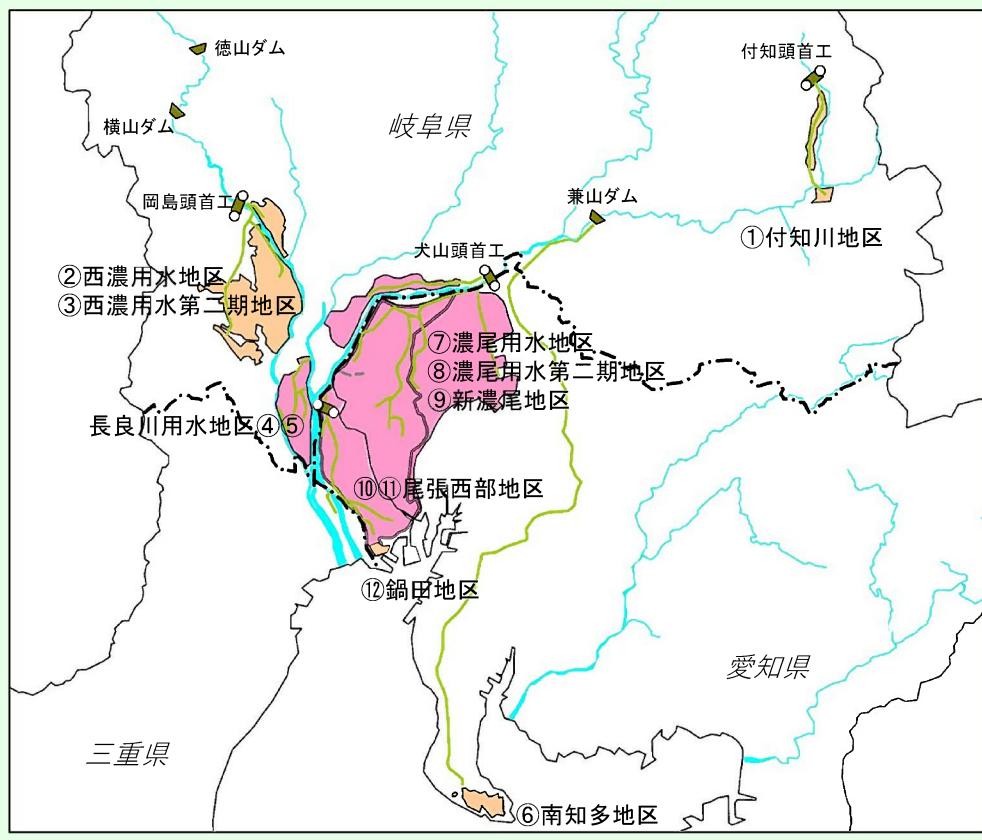
本地域では、食料増産対策のため用水源確保、取水口統合、用水路整備や、排水対策のための機場等の整備は国営事業で実施され、これら事業に併せて県営事業による末端ほ場までの用水路整備等により、生産基盤整備及び近代化施設等の整備が進められてきている都市近郊優良農業地帯です。

しかしながら、これらの施設においては、老朽化に伴う機能低下が生じていることから、現在、国営事業による施設改修や国営事業化を見据えた調査を実施しています。本調査では、食料供給基盤を今後とも維持・確保するために、基幹的な農業水利施設の補修・更新時期の最適化や適時の更新整備計画の見直しを行います。

2. 見直し作業のポイント（2カ年計画）

令和4年度 平成30年度に決定された更新整備計画を確認し、別途実施しているストックマネジメント推進事業による機能診断結果を踏まえ、補修時期や対策工法の見直し（時点修正）を行います。

令和5年度 令和4年度の調査結果を踏まえ、地域内の施設管理者からの意見を聞きながら改修事業の実施時期等について再検討を行い、整備計画を更新します。



木曽川地域の事業範囲図

	受益面積	事業工期
①	234ha	S28 – S40
②	5,168ha	S43 – S58
③	5,168ha	H21 – H26
④	3,025ha	S55 – H9
⑤	3,025ha	H29 – R4
⑥	418ha	S51 – H6
⑦	9,353ha	S32 – S43
⑧	5,911ha	S44 – S62
⑨	10,1391ha	H10 – R9
⑩	11,608ha	S60 – H8
⑪	11,608ha	H27 – R8
⑫	285ha	S21 – S38

事業地区凡例	
木曽川地域	実施中
国営事業地区	完了
施設凡例	
▼	ダム
○	頭首工
—	幹線水路
—	河川

国営かんがい排水事業 実施要綱・要領の一部改正について

国営かんがい排水事業について、令和4年度の実施要綱・要領の一部改正により、従来の国営施設機能保全事業と国営施設応急対策事業が廃止され、農業水利施設の予防保全対策から事後保全対策までを一体的に実施する「国営施設機能保全総合対策事業」が創設されました。

併せて、脱炭素社会の実現に向けて「低炭素型農業水利システム構築事業」が創設されました。

1. 国営施設機能保全総合対策事業

<目的・内容>

施設の老朽化や頻発化・激甚化する自然災害の影響により、機械の度重なる停止や異音の発生、水路からの漏水など事故リスクのある施設において突発事故の発生も増加しています。

このため、施設の迅速な復旧、事故リスクのある施設への対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施を可能とし、施設機能を総合的に保全するものです。

<実施要件>

- 1) 受益面積500ha以上
- 2) 施設長寿命化計画を策定（老朽化部分）すること
- 3) 総事業費10億円以上
- 4) 末端支配面積500ha以上まで実施可能

施設機能保全事業（リスク対策）



バイパスの漏水により、破損のおそれ

水路側壁のひび割れ

バイパスの破裂

ゲートの腐食により、漏水事故のおそれ

施設機能保全事業（長寿命化対策）

施設機能保全事業（長寿命化対策）

突然事故復旧事業

突然事故復旧事業

突然事故復旧事業

突然事故復旧事業

2. 低炭素農業水利システム構築事業

<目的・内容>

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、農業水利施設の省エネ化・再エネ利用をより一層促進する必要があります。このため、小水力等発電施設の導入や省エネルギー化に資する高効率設備への更新等の取組を強化し、低炭素型の農業水利システムへの移行を加速するものです。

小水力等発電施設の導入



農業水利施設の省エネルギー化 (水管理システムの高度化による巡視削減)



排水機場

カメラの設置

スマートフォンによる遠隔監視

<実施要件>

- 1) 受益面積500ha以上
- 2) 省エネ・再エネ利用に係る計画を策定すること
- 3) 総事業費2,000万円以上
- 4) 末端支配面積100ha以上まで実施可能

スマートフォンによる遠隔監視

<国費率>

一般施設：農林水産省2/3等 基幹施設：農林水産省70%等

*基幹施設を整備する際に、当該基幹施設の維持管理費軽減のための発電施設を合わせて整備する場合は、その施設については基幹施設と一体のものとして区分する。